

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から44年3月まで

申立期間については、昭和45年ごろに未納であることが分かったので、当時国民年金保険料の集金を行っていたA氏に、妻の退職金の中から保険料をまとめて納付したことから、納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろに国民年金保険料の未納期間があることが分かり、申立人の妻の退職金の中から保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月に申立人の妻と連番で払い出されており、申立期間の保険料は、同年7月から始まった第1回目の特例納付により納付することが可能である上、実際に保険料を納付したとする申立人の妻の主張する保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致するとともに納付状況に係る申立人の妻の記憶は詳細かつ具体的であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時同居していた申立人の両親も保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦及びその世帯の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、当時保険料の集金を行っていたA氏に納付したので、納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年3月に申立人の夫と連番で払い出されており、申立期間の国民年金保険料は、同年7月から始まった第1回目の特例納付により納付することが可能である上、申立人が納付したと主張する保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致するとともに納付状況に係る申立人の記憶は詳細かつ具体的であることから、申立期間の保険料を特例納付により納付した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時同居していた申立人の義父母も保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦及びその世帯の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月30日から同年10月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日を36年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月30日から37年4月1日まで

私は、A社に昭和36年8月1日から37年4月1日まで勤務したのに、36年9月30日から37年4月1日まで厚生年金保険被保険者期間が抜けているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間については、A社と同業であるB社に勤務していた同社の元従業員（現在は、申立人の妻となっている。以下同じ。）が「私がB社を退職する日までA社に出向き、申立人に対して、業務の技術的指導を行っていた。」と証言しているところ、当該元従業員は、B社において、昭和36年10月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち36年10月15日まで継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月30日から同年10月16日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A

社は既に適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月 16 日から 37 年 4 月 1 日までの期間については、A 社の同僚などから同社での申立人に係る勤務実態や退職時期などの証言を得られないとともに、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務期間を確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い。

また、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠落は無く、このほか厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月 16 日から 37 年 4 月 1 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、私が事業主であったA社は社会保険事務所（当時）に当該賞与に係る賞与支払届を提出していなかった。同社は、誤りに気づき、平成21年9月7日に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録が厚生年金保険の給付額に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成16年6月25日に200万円の賞与の支払いを受け、150万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿に

において確認できる保険料控除額から判断して、150万円とすることが妥当である。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、申立事業所の事業主であったことから、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が納付されていなかった事実を知り得る状態であったと考えられるものの、当時の社会保険事務担当者から事務を引き継いだ後任の事務担当者に聴取したところ、当時の事務担当者は事業主である申立人に対して、個別の届出に係る報告を行っておらず、申立期間の賞与支払届を提出していなかったと証言していることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、70万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から70万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、70万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から70万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、64万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から64万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、94万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から94万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、99万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から99万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、107万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から107万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、102万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から102万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、95万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から95万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、90万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から90万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、98万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から98万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、101万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から101万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、104万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から104万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、91万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から91万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、88万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成 16 年 12 月 10 日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 88 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、58万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から58万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、72万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から72万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、61万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から61万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、56万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から56万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、46万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から46万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成 16 年 12 月 10 日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 49 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、54万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から54万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、45万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から45万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から50万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、47万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から47万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、21万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から21万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、48万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から48万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、45万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から45万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、48万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から48万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、45万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から45万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、45万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成16年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A事業所が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した賞与賃金台帳及び賞与明細書から、申立人は、平成16年12月10日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から45万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所（当時）に提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 事業所における資格取得日を 21 年 4 月 19 日とし、資格喪失日を同年 9 月 1 日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 19 日から同年 9 月 1 日まで

夫が書いたノートには、昭和 21 年 2 月 13 日に C 社に入社、38 年 3 月 31 日に同社を退社と記載されており、2 年ごとにグループの事業所を転々としたようだ。

申立期間について、A 社 B 事業所に勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたメモ及び申立人の妻が挙げた申立人の同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A 社 B 事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該同僚は、申立人の申立期間当時、A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和 21 年 4 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、26 年 5 月 14 日に同資格を取得した旨記録されているが、オンライン記録では、21 年 4 月 19 日の喪失後、同年 9 月 1 日の同資格の取得を含め、26 年 5 月 14 日までに 6 回

の資格取得及び喪失が行われており、記録に齟齬がある。

このことについて、社会保険事務所（当時）は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和28年2月に発生した火災による焼失のため一部欠落があることを認めていることから、同名簿の管理状況が適切であったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、申立人のメモの記載から、事業主は、申立人が昭和21年4月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和21年3月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月15日に、A社における資格取得日に係る記録を同年6月15日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、平成10年3月末まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間はC支店からD営業所に転勤したときで、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が発行した在籍証明書及びE健康保険組合の記録から、申立人が昭和40年4月1日にA社に入社し、平成10年4月1日に退職するまで継続して勤務し（昭和45年6月15日にA社C支店から同社F部D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社が発行した申立人に係る在籍証明書により、申立人は、昭和45年6月15日にA社C支店から同社F部に異動していることが確認できることから、A社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月15日に、A社における資格取得日に係る記録を同年6月15日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失決定通知書によると、申立人に係るA社C支店における資格喪失日が昭和45年6月1日、A社に係る資格取得日が同年7月1日となっていることから、事業主が申立人のA社C支店に係る資格喪失日を45年6月1日、A社に係る資格取得日を同年7月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで

私は、昭和34年5月にA社に入社し、55年3月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び従業員名簿並びに健康保険組合の記録から、申立人が昭和34年5月25日に同社に入社し、55年3月28日に同社B事業所を退職するまで継続して勤務し（昭和38年11月28日にA社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 47 年 9 月まで  
申立期間は、A 市内で自営業を営んでおり、町内会長に、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を地域の国民年金委員に納付する際は、集金時に領収カードに押印してもらっていたと主張しているとともに、国民年金手帳に印紙を貼付された記憶は無いとしているところ、A 市は、申立期間の大半を占める昭和 45 年 9 月までは国民年金手帳に印紙を貼付する検認方式を、同年 10 月以降は納付書方式を採用していたとしており、申立期間が 10 年 6 か月と長期間であることを踏まえると、国民年金手帳に印紙を貼付されたことはないとする申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人の元夫も申立期間の国民年金保険料は未納になっている上、関係者からは申立人の申立期間に係る保険料の納付に関して証言が得られないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 2 日から 38 年 9 月 26 日まで  
③ 昭和 45 年 6 月 16 日から 47 年 4 月 17 日まで  
④ 昭和 59 年 9 月 21 日から 60 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者資格の状況について照会したところ、A社（現在は、B社）C事業所に勤務していた申立期間①、D社に勤務していた申立期間②、E事業所に勤務していた申立期間③及びF社に勤務していた申立期間④の記録が無い旨回答をもらった。それぞれの会社に勤務したことは確かであるので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間のうち昭和 35 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までA社C事業所に勤務していたことは、B社が保管する臨時社員の雇用保険台帳から確認できる。

しかし、B社は「申立人は申立期間において日雇から臨時社員になっているが、日雇は厚生年金保険には加入させておらず、臨時社員については当時の取扱いは不明。」と回答しているところ、臨時社員の雇用保険台帳に申立人と共に氏名の記載がある 14 人の同僚についてみると、いずれも日雇及び臨時社員の期間においては厚生年金保険の加入記録は無い。

また、その後社員となり、厚生年金保険被保険者資格を取得している 3 人は「日雇及び臨時社員の期間中は厚生年金保険には加入していない。」と証言しており、A社では、当時、日雇及び臨時社員を厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる。

さらに、B社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、保険料の控除については確認できず、A社C事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、同整理番号に欠落は無い。

申立期間②について、勤務期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことは複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録により昭和38年4月1日であることが確認でき、申立期間のうち35年9月2日から38年3月31日までは適用事業所ではない上、申立人が記憶している元同僚は「自分は昭和34年に入社したが厚生年金保険に加入したのは38年だった。」と証言しており、同社においては38年3月31日以前に厚生年金保険料の控除は無かったと推認できる。

また、申立期間②のうち昭和38年4月1日から同年9月1日までの期間については、元事業主は賃金台帳等の資料を保管しておらず申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができず、同僚からも申立人の勤務実態に関する証言は得られない上、D社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、同整理番号に欠落は無い。

申立期間③について、申立人がE事業所に勤務していたことは雇用保険の加入記録から確認できるものの、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録により昭和48年8月10日であることが確認でき、当該期間は適用事業所ではない。

また、E事業所が適用事業所となった昭和48年8月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員5人は、いずれも「同事業所には資格取得日以前から勤務していた。」と証言しており、同事業所においては48年7月以前に給与からの厚生年金保険料控除は無かったと推認できる。

さらに、E事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の当該期間当時の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

申立期間④について、申立人はG市に所在したF社に勤務していたと申し立てているものの、申立人に係る雇用保険の加入記録では申立期間のうち、昭和59年12月20日から60年6月1日までは別事業所に勤務していたことが確認できる。

また、H市に所在したF社の元経理担当者は「申立人は知らない。関連会社のI社に勤務していたのではないか。」と証言している上、F社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同整理番号に欠落は無い。

さらに、F社の関連会社であるI社はオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が記憶している当時の社長と

店長は既に死亡していることから、申立人の勤務状況や保険料控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月1日から62年5月11日まで

私は、昭和60年2月から62年6月までA社に勤めていたが、同社での厚生年金保険の被保険者記録が62年5月及び同年6月の2か月のみであることに納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の給与からの控除の有無について当時の資料が無く不明と回答しているとともに、申立期間に申立事業所に勤務していた複数の同僚に聴取したが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除に係る証言は得られない。

また、A社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無い。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において昭和62年5月11日に資格取得したと記録されており、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、62年1月から同年4月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 21 日から 61 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間にA社で営業の担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、勤務期間は特定できないものの複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 7 月 21 日から 60 年 1 月 10 日までは政府管掌健康保険を任意継続していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金に加入しており、昭和 60 年 7 月、61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間において雇用保険の加入記録は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 25 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 48 年 1 月 25 日から 51 年 2 月末まで勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB県C市D区に所在した「A社」に勤務していたと主張しているが、同社に係る法人・商業登記について法務局で確認できず、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人がA社の元上司として氏名を挙げた者の妻は、「A社は、個人経営であったと思う。申立期間当時の従業員からは、厚生年金保険は無く、国民年金に加入していた旨聞いている。」と回答している。

さらに、A社は既に存在せず、当時の事業主も死亡しているため厚生年金保険料の納付等に関する資料及び証言を得ることができず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月9日から32年4月1日まで

私の父は、A社（現在は、B社）C事業所に昭和21年3月22日から32年3月末まで勤務していたが、この勤務期間のうち25年12月9日から32年4月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管するA社C事業所における申立人の人事記録及び厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和21年3月22日であり、同資格の喪失年月日は25年12月9日と確認できる上、この記録は同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、当時、A社C事業所に勤務していた同僚からも、申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

さらに、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 20 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 6 月から 48 年 10 月まで A 社に継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に継続して勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立期間において、申立人が A 社から B 社に移籍し、勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届により昭和 46 年 7 月 20 日に厚生年金基金の被保険者資格を喪失していることが確認できる 4 人（申立人を含む。）は、いずれも同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険の資格喪失日が厚生年金基金の被保険者資格喪失日と一致する上、同社は、「B 社は、申立期間当時、当社の元社員が数人を引き受け、独立させた別会社である。」と回答していることから、同社から B 社が独立することに伴って、申立人を含む 4 人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが推認できる。

また、B 社は昭和 47 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない期間であり、上記 4 人（申立人を含む。）は、B 社で 47 年 2 月 1 日に資格を取得しているところ、いずれにも申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は無く、4 人のうち A 社から独立して B 社を昭和 46 年 12 月 20 日に設立した事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 2 月 1 日から、従業員を厚生年金保険に加入させているため、申立期間には申立人の給与から厚生年金保険料を控除してい

ない。」と証言している上、別の1人は、「申立期間に病院に行ったが、健康保険被保険者証が無かったため全額自己負担となった。この期間には、厚生年金保険にも加入していなかったことになる。」と証言している。

さらに、申立期間当時、A社及びB社において社会保険事務を行っていた担当者は、「申立人は申立期間にはA社での厚生年金保険の被保険者資格が無く、また、B社は厚生年金保険の適用事業所となる前であるため、申立人の給与からは厚生年金保険料を控除していない。」と説明しており、同担当者自身も申立期間には厚生年金保険の被保険者記録が無いと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

申立期間①は、A市内にあったB事業所に、申立期間②はC市内にあったD事業所に勤務していた。給与から何が控除されていたか覚えていないが、D事業所に勤務したときの失業保険被保険者証を持っているので、その分は控除されていたと思う。申立期間について勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険被保険者であったと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するB事業所は、関係者の証言により、E事業所であると推認でき、申立人の詳細な記憶により、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、E事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成7年12月1日であることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、同事業所の元事業主の子は、「申立期間当時、父が経営していたE事業所は厚生年金保険には加入しておらず、国保であった。」と証言している。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないため、同僚からの証言を得られない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びD事業所の同僚の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録により、D事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和48年3月1日であることが確認でき、申立期間については、

厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、同事業所の元事業主の妻は、「夫が死亡し、事業所もすでに廃業しているので、申立期間当時の資料は保管されていない。途中から厚生年金保険に加入したが、いつからであったか覚えていない。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、昭和48年3月1日及び同年5月1日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。